設　立　時　の　負　債　内　訳　書

（借入れに係わるもの） （　　　　年　　月　　日現在）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 借 入 先 | 借入年月日 | 借入金額 | 借入金の使途 | | 返済済額 | 未返済額 | | １月当返済額 | 拠出者 |
| 拠出財産 | その他 | 拠出財産 | その他 |
|  | 年 月 日 | 円 | 円 |  | 円 | 円 |  | 円 |  |

（リース物件に係わるもの） （　　　　年　　月　　日現在）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| リース元 | リース物件 | 規格数量 | リース期間 | 取得価額相当額 | 既支払額 | 負債引継額 | １月当リース料 | 拠出者 |
|  |  |  | 年　月　日  ～　年　月　日 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |

（支払に係わるもの） （　　　　年　　月　　日現在）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 支　払　先 | 品　　名 | 年　　末現在の買掛金残高 | 負債引継額 | 拠出者 | 備　　考 |
|  |  |  |  |  |  |

（作成上の注意）

１　現物拠出（寄附）財産の取得時に発生した負債は、医療法人に引き継ぐことができます。ただし、運転資金に係る金銭拠出（寄附）に要した費用については、医療法人に引き継ぐことができません（引き継がないものは「その他」に計上）。

したがって、借入金の一部を医療用器械備品等の取得に充てた場合は、未返済額を按分して引継可能な負債額を求めます。

　　　（例）　　未返済額 ９００万円 × 医療用器械備品等の取得に充てた費用 ８００万円／ 当初借入金 １，０００万円 ＝ 引継可能な負債額 ７２０万円

また、当初借入金の全額を医療用器械備品等の取得に充てたが、その後借換えを行ったため、拠出財産と未返済額との間に直接関係がなくなってしまった場合は、次の要領で引継可能な負債額を求めます。

　　　（例）当初１，０００万円を借入れ、未返済額が６００万円になった時点で、借換えを行い新規借入れ４００万円を含め新たに１，０００万円の借入れを起こし、現在の未返済額が

３００万円である場合（借換え借入金のうち新規４００万円は、運転資金に消費したものとする。）

　　　　 借換え借入金未返済額 ３００万円 × 当初借入金の未返済額 ６００万円 ／ 借換え借入金 １，０００万円 ＝ 引継可能な負債額 １８０万円

２　負債額を証明するための添付書類としては、以下のものが考えられます。

　（借入れに係わるもの）

　　 金銭消費貸借契約書、返済計画書等の写し、負債残高証明及び債務引継承認願（負債全額又は負債の一部を法人に引き継ぐ場合）

　（リース物件（ファイナンス・リース契約によるものに限る。）で、医療法人設立後、リース取引に係る会計基準による処理を行う場合）

　　 リース契約書等の写し、負債残高証明及び債務引継承認願（リース物件を法人に引き継ぐ場合）

　（支払いに係わるもの）

　　 売買契約書、請負契約書、請求書等の写し、買掛金引継承認願